

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正後	改正前
（特定信託財産に対するこの規則の適用） 第二条の二 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号。以下「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（以下「特定信託財産」という。）について作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十九条まで及び第一百条から第二百一十一条までの規定にかかわらず、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則に定めのない事項については、この限りでない。	（特定信託財産に対するこの規則の適用） 第二条の二 特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号。以下「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（以下「特定信託財産」という。）について作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十九条まで及び第一百条から第二百一十一条までの規定にかかわらず、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則に定めのない事項については、この限りでない。

（定義）

第八条（略）

1～6（略）

（定義）

第八条（略）

1～6（略）

7 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この項及び第百二十二条第八号において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第百二十二条第八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

8～39 （略）

（パーチェス法を適用した場合の注記）

第八条の十七 企業結合においてパーチェス法を適用した場合には、当該事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一～十 （略）

十一 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降において

7 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この条及び第百十九条第八号において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第百十九条第八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

8～39 （略）

（パーチェス法を適用した場合の注記）

第八条の十七 企業結合においてパーチェス法を適用した場合には、当該事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一～十 （略）

十一 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに企業結合が行われた翌事業年度以降において取得原価

て取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額 十二・十三 (略) 2ゝ6 (略)	第八条の十九 (略) 2 結合後企業が連結財務諸表を作成している場合には、前項第二号の記載をすることを要しない。	(繰延資産の範囲) 第三十六条 創立費、開業費、株式交付費、社債発行費及び開発費は、繰延資産に属するものとする。	(繰延資産の区分表示) 第三十七条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。	一・二 (略) 三 株式交付費 四 (略) (削る) 五 (略) 2 (略)
の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額 十二・十三 (略) 2ゝ6 (略)	第八条の十九 (略) 2 結合後企業が連結財務諸表を作成している場合には、前項第二号の記載をすることを要しない。	(繰延資産の範囲) 第三十六条 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金及び開発費は、繰延資産に属するものとする。	(繰延資産の区分表示) 第三十七条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。	一・二 (略) 三 新株発行費 四 (略) 五 社債発行差金 六 (略) 2 (略)

第五十三条 第五十二条第一項第六号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（評価・換算差額等の分類及び区分表示）

第六十七条 （略）

2 前項に掲げる項目のほか、評価・換算差額等の項目として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（たな卸資産の評価差額の表示方法）

第七十二条の二 市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有するたな卸資産の評価差額は、売上高を示す名称を付した科目に含めて記載しなければならない。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合には、営業外収益又は営業外費用に含めて記載することができる。

（たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載）

第八十条 通常の販売の目的をもつて所有するたな卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、当該切下額（前事業年度末に計上した切下額を当事業年度に戻し入れる場合には

第五十三条 第五十二条第一項第五号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（評価・換算差額等の分類及び区分表示）

第六十七条 （略）

（新設）

（新設）

第八十条 削除

、当該戻入額と当事業年度末に計上した当該切下額を相殺した後の金額）は、売上原価その他の項目の内訳項目として、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記しなければならない。ただし、当該たな卸資産の期末たな卸高を帳簿価額の切下げ後の金額によつて計上し、その旨及び当該切下額を注記することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該切下額に重要性が乏しい場合には、区分掲記又は注記を省略することができる。

第八十一条 削除

第八十二条 削除

（営業外費用の表示方法）

（低価基準によるたな卸資産の評価減に関する記載）

第八十一条 第七十五条第一項第三号の商品又は製品の期末たな卸高に關し低価基準による評価減の金額が売上原価に算入されている場合には、当該評価減の金額は、第七十五条第一項各号の項目を示す科目の次に、その内容を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、商品又は製品の期末たな卸高を低価基準により評価減を行った後の金額によつて計上し、その旨及び当該評価減の金額を注記することを妨げない。

第八十二条 原材料に關し低価基準による評価減の金額が売上原価に算入されている場合には、当該評価減の金額は、第七十五条第一項各号の項目を示す科目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（営業外費用の表示方法）

第九十三条 営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損、売上割引その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。 （新株予約権等に関する注記） 第百八条 （略） 2 前項第一号及び第二号に掲げる事項は、新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には、記載することを要しない。 3～5 （略）	第九十三条 営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損、売上割引その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。 （新株予約権等に関する注記） 第百八条 （略） 2 前項第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、第八条の十四から第八条の十六までの規定により注記されるものを除くものとする。 3～5 （略）
--	--

改 正 後								改 正 前							
様式第二号								様式第二号							
【貸借対照表】								【貸借対照表】							
		前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)						前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)			
区 分	注記 番号	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)			区 分	注記 番号	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)		
(資産の部)								(資産の部)							
I 流動資産								I 流動資産							
現金及び預金			×××		×××			現金及び預金			×××		×××		
受取手形		×××		×××				受取手形		×××		×××			
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××			貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××		
売掛金		×××		×××				売掛金		×××		×××			
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××			貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××		
有価証券			×××		×××			有価証券			×××		×××		
商品			×××		×××			商品			×××		×××		
製品			×××		×××			製品			×××		×××		
半製品			×××		×××			半製品			×××		×××		
原材料			×××		×××			原材料			×××		×××		
仕掛品			×××		×××			仕掛品			×××		×××		
貯蔵品			×××		×××			貯蔵品			×××		×××		
前渡金			×××		×××			前渡金			×××		×××		
前払費用			×××		×××			前払費用			×××		×××		
繰延税金資産			×××		×××			繰延税金資産			×××		×××		
未収収益			×××		×××			未収収益			×××		×××		
株主、役員又は従業員に対する短期債権		×××		×××				株主、役員又は従業員に対する短期債権		×××		×××			
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××			貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××		
短期貸付金		×××		×××				短期貸付金		×××		×××			
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××			貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××		
未収入金			×××		×××			未収入金			×××		×××		
.....			×××		×××						×××		×××		
流動資産合計			×××		×××			流動資産合計			×××		×××		
II 固定資産								II 固定資産							
1 有形固定資産								1 有形固定資産							
建物		×××		×××				建物		×××		×××			
減価償却累計額		-×××	×××	-×××	×××			減価償却累計額		-×××	×××	-×××	×××		
構築物		×××		×××				構築物		×××		×××			
減価償却累計額		-×××	×××	-×××	×××			減価償却累計額		-×××	×××	-×××	×××		

	機械及び装置		×××			×××				機械及び装置		×××			×××			
	減価償却累計額		－×××	×××		－×××	×××			減価償却累計額		－×××	×××		－×××	×××		
			×××			×××						×××			×××			
			－×××	×××		－×××	×××					－×××	×××		－×××	×××		
			×××			×××						×××			×××			
			－×××	×××		－×××	×××					－×××	×××		－×××	×××		
	土地			×××			×××			土地			×××			×××		
	建設仮勘定			×××			×××			建設仮勘定			×××			×××		
				×××			×××						×××			×××		
	有形固定資産合 計			×××			×××			有形固定資産合 計			×××			×××		
2	無形固定資産									2	無形固定資産							
	のれん			×××			×××			のれん			×××			×××		
	借地権			×××			×××			借地権			×××			×××		
	鉱業権			×××			×××			鉱業権			×××			×××		
				×××			×××						×××			×××		
	無形固定資産合 計			×××			×××			無形固定資産合 計			×××			×××		
3	投資その他の資産									3	投資その他の資産							
	投資有価証券			×××			×××			投資有価証券			×××			×××		
	関係会社株式			×××			×××			関係会社株式			×××			×××		
	関係会社社債			×××			×××			関係会社社債			×××			×××		
	出資金			×××			×××			出資金			×××			×××		
	関係会社出資金			×××			×××			関係会社出資金			×××			×××		
	長期貸付金		×××			×××				長期貸付金		×××			×××			
	貸倒引当金		－×××	×××		－×××	×××			貸倒引当金		－×××	×××		－×××	×××		
	株主、役員又は従 業員に対する長期 貸付金		×××			×××				株主、役員又は従 業員に対する長期 貸付金		×××			×××			
	貸倒引当金		－×××	×××		－×××	×××			貸倒引当金		－×××	×××		－×××	×××		
	関係会社長期貸付 金		×××			×××				関係会社長期貸付 金		×××			×××			
	貸倒引当金		－×××	×××		－×××	×××			貸倒引当金		－×××	×××		－×××	×××		
	破産債権、更生債 権その他これらに 準ずる債権		×××			×××				破産債権、更生債 権その他これらに 準ずる債権		×××			×××			
	貸倒引当金		－×××	×××		－×××	×××			貸倒引当金		－×××	×××		－×××	×××		
	長期前払費用			×××			×××			長期前払費用			×××			×××		
	繰延税金資産			×××			×××			繰延税金資産			×××			×××		
	投資不動産		×××			×××				投資不動産		×××			×××			
	減価償却累計額		－×××	×××		－×××	×××			減価償却累計額		－×××	×××		－×××	×××		
				×××			×××						×××			×××		
	投資その他の資 産合計			×××			×××			投資その他の資 産合計			×××			×××		
	固定資産合計			×××			×××			固定資産合計			×××			×××		

	Ⅲ 繰延資産									Ⅲ 繰延資産								
	創立費			×××		×××				創立費			×××		×××			
	開業費			×××		×××				開業費			×××		×××			
	株式交付費			×××		×××				新株発行費			×××		×××			
	社債発行費			×××		×××				社債発行費			×××		×××			
	開発費			×××		×××				社債発行差金			×××		×××			
	繰延資産合計			×××		×××				開発費			×××		×××			
	資産合計			×××		×××				繰延資産合計			×××		×××			
	(負債の部)									資産合計			×××		×××			
	Ⅰ 流動負債									(負債の部)								
	支払手形			×××		×××				Ⅰ 流動負債			×××		×××			
	買掛金			×××		×××				支払手形			×××		×××			
	短期借入金			×××		×××				買掛金			×××		×××			
	未払金			×××		×××				短期借入金			×××		×××			
	未払費用			×××		×××				未払金			×××		×××			
	未払法人税等			×××		×××				未払費用			×××		×××			
	繰延税金負債			×××		×××				未払法人税等			×××		×××			
	前受金			×××		×××				繰延税金負債			×××		×××			
	預り金			×××		×××				前受金			×××		×××			
	前受収益			×××		×××				預り金			×××		×××			
	引当金			×××		×××				前受収益			×××		×××			
	修繕引当金	×××			×××					引当金			×××		×××			
		×××	×××		×××	×××				修繕引当金	×××			×××				
	株主、役員又は従業員からの短期借入金		×××			×××					×××	×××		×××	×××			
	従業員預り金		×××			×××				株主、役員又は従業員からの短期借入金		×××		×××	×××			
			×××			×××				従業員預り金		×××		×××	×××			
	流動負債合計		×××			×××						×××		×××	×××			
	Ⅱ 固定負債									流動負債合計		×××		×××				
	社債			×××		×××				Ⅱ 固定負債			×××		×××			
	長期借入金			×××		×××				社債			×××		×××			
	関係会社長期借入金			×××		×××				長期借入金			×××		×××			
	株主、役員又は従業員からの長期借入金			×××		×××				関係会社長期借入金			×××		×××			
	長期未払金			×××		×××				株主、役員又は従業員からの長期借入金			×××		×××			
	繰延税金負債			×××		×××				長期未払金			×××		×××			
	引当金									繰延税金負債			×××		×××			
	退職給付引当金	×××			×××					引当金								
		×××	×××		×××	×××				退職給付引当金	×××			×××				
	負ののれん		×××			×××					×××	×××		×××	×××			
	固定負債合計		×××			×××				負ののれん		×××		×××	×××			

負債合計			×××		×××				固定負債合計			×××		×××		
(純資産の部)									負債合計			×××		×××		
I 株主資本									(純資産の部)							
1 資本金			×××		×××				I 株主資本			×××		×××		
2 資本剰余金									1 資本金							
(1) 資本準備金		×××			×××				2 資本剰余金							
(2) その他資本剰余金		×××			×××				(1) 資本準備金		×××		×××			
資本剰余金合計			×××		×××				(2) その他資本剰余金		×××		×××			
3 利益剰余金									資本剰余金合計			×××		×××		
(1) 利益準備金		×××			×××				3 利益剰余金							
(2) その他利益剰余金									(1) 利益準備金		×××		×××			
××積立金		×××			×××				(2) その他利益剰余金				×××			
……………		×××			×××				××積立金		×××		×××			
繰越利益剰余金		×××			×××				……………		×××		×××			
利益剰余金合計			×××		×××				繰越利益剰余金		×××		×××			
4 自己株式			－×××		－×××				利益剰余金合計			×××		×××		
株主資本合計			×××		×××				4 自己株式			－×××		－×××		
II 評価・換算差額等									株主資本合計			×××		×××		
1 その他有価証券評価差額金			×××		×××				II 評価・換算差額等							
2 繰延ヘッジ損益			×××		×××				1 その他有価証券評価差額金			×××		×××		
3 土地再評価差額金			×××		×××				2 繰延ヘッジ損益			×××		×××		
……………			<u>×××</u>		<u>×××</u>				3 土地再評価差額金			×××		×××		
評価・換算差額等合計			×××		×××				評価・換算差額等合計			×××		×××		
III 新株予約権			×××		×××				III 新株予約権			×××		×××		
純資産合計			×××		×××				純資産合計			×××		×××		
負債純資産合計			×××		×××				負債純資産合計			×××		×××		

(記載上の注意)

(略)

負債合計			×××		×××				固定負債合計			×××		×××		
(純資産の部)									負債合計			×××		×××		
I 株主資本									(純資産の部)							
1 資本金			×××		×××				I 株主資本			×××		×××		
2 資本剰余金									1 資本金							
(1) 資本準備金		×××			×××				2 資本剰余金							
(2) その他資本剰余金		×××			×××				(1) 資本準備金		×××		×××			
資本剰余金合計			×××		×××				(2) その他資本剰余金		×××		×××			
3 利益剰余金									資本剰余金合計			×××		×××		
(1) 利益準備金		×××			×××				3 利益剰余金							
(2) その他利益剰余金									(1) 利益準備金		×××		×××			
××積立金		×××			×××				(2) その他利益剰余金				×××			
……………		×××			×××				××積立金		×××		×××			
繰越利益剰余金		×××			×××				……………		×××		×××			
利益剰余金合計			×××		×××				繰越利益剰余金		×××		×××			
4 自己株式			－×××		－×××				利益剰余金合計			×××		×××		
株主資本合計			×××		×××				4 自己株式			－×××		－×××		
II 評価・換算差額等									株主資本合計			×××		×××		
1 その他有価証券評価差額金			×××		×××				II 評価・換算差額等							
2 繰延ヘッジ損益			×××		×××				1 その他有価証券評価差額金			×××		×××		
3 土地再評価差額金			×××		×××				2 繰延ヘッジ損益			×××		×××		
……………			<u>×××</u>		<u>×××</u>				3 土地再評価差額金			×××		×××		
評価・換算差額等合計			×××		×××				評価・換算差額等合計			×××		×××		
III 新株予約権			×××		×××				III 新株予約権			×××		×××		
純資産合計			×××		×××				純資産合計			×××		×××		
負債純資産合計			×××		×××				負債純資産合計			×××		×××		

(記載上の注意)

(略)

様式第三号

【損益計算書】

区 分	注記 番号	前事業年度 〔 自 平成 年 月 日 〕 〔 至 平成 年 月 日 〕		当事業年度 〔 自 平成 年 月 日 〕 〔 至 平成 年 月 日 〕	
		金 額 (円)	百分比 (%)	金 額 (円)	百分比 (%)
I 売上高			×××		×××
II 売上原価					
1 商品（又は製品） 期首たな卸高		×××		×××	
2 当期商品仕入高 （又は当期製品製 造原価）		×××		×××	
合計		×××		×××	
3 商品（又は製品） 期末たな卸高		×××	×××	×××	×××
売上総利益（又は 売上総損失）			×××		×××
III 販売費及び一般管理 費					
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××
営業利益（又は 営業損失）			×××		×××
IV 営業外収益					
受取利息		×××		×××	
有価証券利息		×××		×××	
受取配当金		×××		×××	
仕入割引		×××		×××	
投資不動産賃貸料		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××
V 営業外費用					
支払利息		×××		×××	
社債利息		×××		×××	
社債発行費償却		×××		×××	
売上割引		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××
経常利益（又は 経常損失）			×××		×××
VI 特別利益					
前期損益修正益		×××		×××	

様式第三号

【損益計算書】

区 分	注記 番号	前事業年度 〔 自 平成 年 月 日 〕 〔 至 平成 年 月 日 〕		当事業年度 〔 自 平成 年 月 日 〕 〔 至 平成 年 月 日 〕	
		金 額 (円)	百分比 (%)	金 額 (円)	百分比 (%)
I 売上高			×××		×××
II 売上原価					
1 商品（又は製品） 期首たな卸高		×××		×××	
2 当期商品仕入高 （又は当期製品製 造原価）		×××		×××	
合計		×××		×××	
3 商品（又は製品） 期末たな卸高		×××	×××	×××	×××
売上総利益（又は 売上総損失）			×××		×××
III 販売費及び一般管理 費					
.....		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××
営業利益（又は 営業損失）			×××		×××
IV 営業外収益					
受取利息		×××		×××	
有価証券利息		×××		×××	
受取配当金		×××		×××	
仕入割引		×××		×××	
投資不動産賃貸料		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××
V 営業外費用					
支払利息		×××		×××	
社債利息		×××		×××	
<u>社債発行差金償却</u>		<u>×××</u>		<u>×××</u>	
社債発行費償却		×××		×××	
売上割引		×××		×××	
.....		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××
経常利益（又は 経常損失）			×××		×××
VI 特別利益					

[illegible]